監 查第 35 号 令和2年7月17日

請求人 宮野 弘之 様

三重県監査委員 山 口 和 夫 三重県監査委員 田 中 智 也 三重県監査委員 田 中 祐 治 三重県監査委員 内 田 典 夫

住民監査請求について

令和2年5月27日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論 本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1) 三重県(以下「県」という。)が管理する都市公園に、公園管理者である県以外の者が公園施設を設ける場合、県は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条に基づき設置を許可し、三重県都市公園条例(昭和47年三重県条例第33号、以下「条例」という。)第10条に基づき設置に係る使用料(以下「設置使用料」という。)を徴収している。その公園施設を設置した者(以下「設置者」という。)自らが管理する場合、県は、管理についても許可し、設置者から管理に係る使用料(以下「管理使用料」という。)を徴収しなければならないところ、管理許可手続きと管理使用料の徴収を違法に怠っている。
- (2) 県が管理する都市公園である熊野灘臨海公園における公園施設の設置許可手続きにおいても、県は、公園施設の設置を許可し、設置者から設置使用料を徴収しているが、管理許可手続きと管理使用料の徴収は行っていない。
- (3) 県以外の者が公園施設を設置し、その公園施設を設置者自らが管理する場合、

管理許可手続きと管理使用料の徴収は要しないとする規定は条例に明記されていないにもかかわらず、県が管理許可手続きと管理使用料の徴収を行わないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実に当たる。

2 求める措置の内容

- (1) 県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設置し、その公園施設を設置者自らが管理する場合、設置許可手続きを行い、設置者から設置使用料を徴収するだけではなく、管理許可手続きを行い、設置者から管理使用料の徴収を行う措置の勧告を求める。
- (2) 請求人の主張が認められないとしても、設置者が設置許可申請書の「施設の管理の方法」に、設置者自らが管理する旨の記載があった場合、管理許可申請と管理使用料の納付は要しないということを条例に規定する措置の勧告を求める。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

職員措置請求書及び事実証明書で適示のあった都市公園法第 5 条に基づく公園 施設の設置又は管理の許可に係る使用料徴収について、違法な点があるか否かを監 香対象事項とした。

なお、請求人が前記第2 2(2)で求める措置は、条例の規定そのものを対象としてその改正を求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものではないため、監査対象外とした。

2 監査対象部局

県土整備部

- 3 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等
 - (1) 実施した調査等

令和2年6月16日、監査対象部局に対する調査を実施した。

令和2年6月17日、請求人から補正書の提出があった。

令和2年6月22日、監査対象部局から陳述書の提出があった。

令和2年6月30日、請求人から陳述書の提出があり、同日、請求人及び監査 対象部局の陳述を聴取した。

(2) 請求人の陳述の要旨

ア 県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設ける場合、その公園施設が撤去されるまでは当然に管理がつきまとうことになる。条例には、設置する場合は管理も含むといったことや設置と管理は一体なものであるといった

ことなど、県以外の者が公園施設を設置し、設置者自らが管理する場合は設置使用料を徴収するだけで良いとする規定が明示されていない。

そうした規定が明示されていない限りでは、公園施設の設置許可には管理が伴っていないということであり、設置者自らが公園施設を管理する場合、県は、管理許可手続きを行い、設置者から管理使用料を徴収しなければならないのである。

- イ 監査対象部局は、「都市公園法解説(改訂新版)」(監修 国土交通省都市局公園緑地・景観課)から引用して、県以外の者が公園施設を設ける場合、管理も含まれると主張している。しかし、管理も含まれるということが、設置と管理が一体ということなのか、管理許可手続きと管理使用料の徴収を免れる又は法的に生じないということなのかについては言及がない。「都市公園法解説(改訂新版)」から引用した内容は、公園施設を設けるからには管理の所在をはっきりさせなさいと言っているに過ぎない。
- ウ 監査対象部局は、県以外の者が公園施設を設置し、設置者自らが管理する場合、管理許可と管理使用料の徴収が不要であると条例に明示されていないことについて、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)の内容が同様であるから条例に不備がないとも主張しているが、国が管理する都市公園であれば都市公園法施行令、地方公共団体が管理する都市公園であれば、それぞれの地方公共団体が条例で定めており、県は、条例を根拠として不備がないことを主張すべきである。条例にそうした規定が明示されていない以上、県は管理許可と管理使用料の徴収を行う必要がある。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

ア 県は、県が管理する都市公園において、県以外の者が設置する公園施設について、都市公園法第5条に基づき許可を行っている。また、都市公園法第5条 第1項では、条例で定める事項を記載した申請書を都市公園を管理する者に提出して、その許可を受けなければならないと規定している。

このため、県は、条例第8条において、公園施設の設置又は管理の許可等の申請書の記載事項を定め、条例第10条に基づき使用料を徴収している。

県では、県以外の者が公園施設を設ける場合、当然、管理を含むものとして、 公園施設を設ける場合に係る申請の許可及び設置使用料の徴収を行っている。

条例第 10 条で規定する使用料の額は、条例別表第 2 において定められているとおり、設置使用料は年額 600 円/㎡、管理使用料は年額 660 円/㎡であり、各使用料の差額は、消費税相当分である。

イ 請求人は、県以外の者が公園施設を設ける場合、設置使用料と管理使用料の 両方を徴収すべきであると主張していることについて、以下の(ア)、(イ)の とおり反論する。 (ア) 請求人は、県以外の者が公園施設を設ける場合とは、狭義の「設置」のみを指しており、設置後、「管理」が必要となると主張している。

しかし、「都市公園法解説(改訂新版)」の都市公園法第5条の註解(2)には、「公園管理者以外の第三者が公園施設を設けるときは、当該公園施設を管理することも当然その内容に含まれる。」と記載されており、県以外の者が公園施設を設ける場合、管理も含まれていることは明らかである。

(4) 請求人は、使用料徴収について規定される条例第 10 条や条例別表第 2 について、県以外の者が公園施設を設置し、設置者自らが管理する場合、管理許可と管理使用料の徴収が不要であるとする明示が十分ではないと主張している。

しかし、設置使用料については、条例第8条第1項第1号に掲げる事項を 記載した申請書を県に提出し、その許可を得た者から徴収するが、公園施設 を設けようとするときには、施設の管理の方法の記載が義務付けられており、 当該公園施設の設置者が管理を行うことが許可内容となっている。

また、都市公園法施行令第20条(国の設置に係る都市公園の使用料の徴収) においても、条例と同様の表記であり、明示が不十分であるとは考えられない。

ウ 以上のことから、県が管理する都市公園における公園施設の設置許可手続き に違法性はなく、公金の賦課・徴収を怠る事実はない。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 公園施設の設置許可

ア 都市公園法の規定

都市公園法第5条第1項では、「都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。」と規定されており、設置許可については、都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合に限り、許可をすることができると規定されている。

また、都市公園法第8条では、「都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。」と規定されている。

イ 条例の規定

(ア) 公園施設の設置許可に係る申請書の記載事項

公園施設の設置許可に係る申請書に記載される事項は、条例第8条第1項第1号に規定されているとおり、「イ氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、ロ施設名、ハ施設の設置の期間、ニ施設の設置の場所、ホ施設の構造、ヘ工事の実施方法、ト工事の着手及び完了の時期、チ施設の管理の方法、リ都市公園の復旧方法、ヌその他規則で定める事項」である。

(イ) 公園施設の設置許可に係る申請書の様式

申請書の様式は、条例施行規則(昭和47年三重県規則第48号)第4条第1項に規定されており、公園施設の設置許可に係る申請書の様式は、「公園施設設置等(変更)許可申請書(第2号様式(その1))」である。

なお、公園施設の管理許可に係る申請書の様式は、「公園施設設置等(変更)許可申請書(第2号様式(その2))」が定められている。

ウ 設置許可手続き

県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設置する場合、設置しようとする者は、「公園施設設置等(変更)許可申請書(第2号様式(その1))」に必要事項を記載して県に提出する。

県は、提出された申請書の内容を審査し、都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合に限り、設置を許可し、申請者に対して指令書を交付している。

設置許可に係る指令書には、「1 都市公園の名称、2 設置施設(種類、構造及び数量)、3 設置期間、4 設置場所、5 使用料、6 工事の実施方法、7 工事期間、8 施設の管理方法、9 都市公園の復旧方法、10 許可の条件」が記載され、「10 許可の条件」の(1)には、「設置者は設置している物件を常時良好な状態に維持管理しなければならない。」と記載されている。

工 設置使用料

使用料は、条例第10条に「設置者等、行為者又は第7条第1項に規定する 公園施設を利用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を当該許可 を受けた際又は当該公園施設を利用しようとする際納付しなければならない。」 と規定されており、設置使用料の額については、年額600円/㎡である。

なお、管理使用料の額については、年額 660 円/㎡で、設置使用料と管理使 用料の差額は消費税相当分であることから、設置使用料と管理使用料は実質的 に同額である。

(2) 熊野灘臨海公園における公園施設の設置許可手続き

熊野灘臨海公園は、北牟婁郡紀北町内にある県の管理する都市公園である。

令和2年3月16日付けで、申請者から「公園施設設置等(変更)許可申請書(第2号様式(その1))」が尾鷲建設事務所に提出され、その内容は、令和2年4月1日から令和12年3月31日まで同公園内に飲料自動販売機を設置するというものである。申請書は、尾鷲建設事務所で令和2年3月23日に受付を行い、令和2年3月30日に許可を認める旨の決裁がなされ、同日付け三重県指令尾建第16-19-0015号で都市公園法第5条及び第8条の規定により許可する旨の指令書が申請者に交付されている。設置使用料については年額600円である。

なお、当該公園施設の設置にあたって、県は、設置者と管理許可手続きを行っておらず、管理許可をしていないため、管理使用料についても徴収していない。

(3) 他の都市公園における設置許可の状況

監査対象部局が管理する都市公園 5 箇所で、飲料自動販売機の設置許可をしており、その総数は45件である。いずれも、前記(2)と同様の手続きがなされており、設置許可と設置使用料の徴収は行っているが、管理許可と管理使用料の徴収は行われていない。

(4) 都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第3条で定める申請書の 記載事項及び都市公園法施行令第20条第1項で定める使用料

国が管理する都市公園における公園施設の設置許可に係る申請書の記載事項は、都市公園法施行規則第3条第1号で定められているとおり、「イ設置の目的、ロ設置の期間、ハ設置の場所、二公園施設の構造、ホ公園施設の外観、へ公園施設の管理の方法、ト工事の実施方法、チ工事の着手及び完了の時期、リ都市公園の復旧方法、ヌその他参考となるべき事項」である。

使用料については、都市公園法施行令第20条第1項で、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者から、公園施設の設置又は管理につき、「国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。」と規定されている。

2 判断

(1) 理由

ア 請求人は、県が管理する都市公園に、県以外の者が公園施設を設置し、その 公園施設を設置者自らが管理する場合、設置許可手続きを行い、設置者から設 置使用料を徴収するとともに、管理許可手続きを行い、管理使用料を徴収する 必要があると主張している。

都市公園法第5条に基づく都市公園における公園施設の設置又は管理許可手続きについては、法の規定等に沿って、都市公園を管理する国及び各地方公共団体がそれぞれ定めており、県においては、前記認定事実(1)イ及びエのとおりである。

また、県の設置許可手続きは、前記認定事実 (1) ウのとおり、「公園施設設

置等(変更)許可申請書(第2号様式(その1))」を県に提出することとしており、申請者は、「施設の設置の期間」や「施設の管理の方法」等を申請書に記載して県に提出している。県は申請書の提出を受け、設置を許可する場合は、申請者に対して指令書を交付しており、指令書には「3設置期間」や「8施設の管理方法」の他、「10許可の条件」の(1)に「設置者は設置している物件を常時良好な状態に維持管理しなければならない。」と記載されている。

以上の事実から、条例に基づく公園施設の設置許可は、申請者に対して、県が許可した期間、許可した管理方法で公園施設を設けることを許可するものと解すべきであり、監査対象部局の主張どおり、「都市公園法解説(改訂新版)」の都市公園法第5条の註解(2)に記載される「公園管理者以外の第三者が公園施設を設けるときは、当該公園施設を管理することも当然その内容に含まれる。」という趣旨にも合致していることが認められる。

あわせて、前記認定事実(3)のとおり、他の都市公園における公園施設の許可手続きにおいても、設置と管理の両方を許可している事例はなく、前記認定事実(1)エのとおり、設置使用料と実質的に同額の管理使用料を、同一の公園施設に対して重ねて徴収していないことについても妥当性があると認められる。

よって、条例の規定による公園施設の設置許可手続きにおいて、公園施設を 設置者自らが管理する場合、設置許可に管理することも含まれていると認めら れ、県は設置者に対して管理許可を行う必要がないため、県が設置者から管理 使用料を徴収していないことは違法であるとは言えない。

イ 以上のとおり、県の公園施設の設置許可手続きに違法な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

(2) 結語

よって、本件公園施設の管理許可手続き及び管理使用料の徴収を求める本件請求は、理由がないから、前記第1 監査の結論のとおり決定する。

(参考) 関係する法律、条例等

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項、第2項

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。) 以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするとき は、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記 載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を 受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該 当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
 - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認め られるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増 進に資すると認められるもの

都市公園法第8条

(許可の条件)

第8条 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条

(国の設置に係る都市公園の使用料の徴収)

- 第20条 国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項(法第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の許可を受けた者(法第9条(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により公園管理者と協議が成立した者を含む。)から、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用(以下「公園施設の設置等」という。)につき、国土交通省令で定めるところにより、使用料を徴収するものとする。ただし、当該公園施設の設置等が次に掲げる公園施設又は占用物件に係るものであり、かつ、営利を目的とし、又は利益をあげるものでないときは、この限りでない。
 - 一 公園施設で国土交通大臣が指定するもの
 - 二 占用物件で都市公園の機能を高めるものとして国土交通大臣が指定するもの
 - 2 国土交通大臣は、前項本文に定める場合のほか、国の設置に係る都市公園を利用 する者から、国土交通省令で定めるところにより、入園料その他の使用料を徴収す ることができる。

都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第3条

(国の設置に係る都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請)

- 第3条 都市公園法(以下「法」という。)第5条第1項の国土交通省令で定める事項 は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 公園施設を設けようとする場合
 - イ 設置の目的
 - ロ 設置の期間
 - ハ 設置の場所
 - ニ 公園施設の構造
 - ホ 公園施設の外観
 - へ 公園施設の管理の方法
 - ト 工事の実施方法
 - チ 工事の着手及び完了の時期
 - リ 都市公園の復旧方法
 - ヌ その他参考となるべき事項
 - 二 公園施設を管理しようとする場合
 - イ 管理の目的
 - ロ 管理の期間
 - ハ 管理の場所
 - ニ 管理の方法
 - ホ その他参考となるべき事項
 - 三 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

三重県都市公園条例(昭和47年三重県条例第33号)第8条第1項

(公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項) 第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 口 施設名
 - ハ 施設の設置の期間
 - ニ 施設の設置の場所
 - ホ 施設の構造
 - へ 工事の実施方法
 - ト 工事の着手及び完了の時期
 - チ 施設の管理の方法

- リ 都市公園の復旧方法
- ヌ その他規則で定める事項
- 二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 口 施設名
 - ハ 施設の管理の期間
 - ニ 施設の管理の方法
 - ホ その他規則で定める事項

三重県都市公園条例第10条

(使用料)

- 第10条 設置者等、行為者又は第7条第1項に規定する公園施設を利用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を当該許可を受けた際又は当該公園施設を利用しようとする際納付しなければならない。ただし、当該許可に係る設置、管理又は行為の期間(以下「使用期間」という。)が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。
 - 2 知事は、前項の使用料については、公益上有益であると認められるものについて、当該設置者等、行為者又は第7条第1項に限定する公園施設を利用しようとする者に対し、当該使用料の額の減免をすることができる。

三重県都市公園条例別表第2(抜粋)

別表第2 (第10条、第14条の16関係)

	種別	単位	金額
1	公園施設を設ける場合	年額1平方メートル	600 円
2	公園施設を管理する場合	年額1平方メートル	660 円
	(以下省略)		